

議案第39号

京田辺市立こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

京田辺市立こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年9月4日 提出

京田辺市長 上村 崇

(提案理由)

本件は、令和7年4月1日付けて「京田辺市立河原こども園」を設置するとともに、「京田辺市立田辺東幼稚園」及び「京田辺市立河原保育所」を廃止するため、提案するものである。

京田辺市条例第 号

京田辺市立こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
(案)

京田辺市立こども園の設置及び管理に関する条例（令和4年京田辺市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

京田辺市立河原こども園	京田辺市河原神谷69番地
-------------	--------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 こども園の設置の届出その他の準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(在園児に関する経過措置)

3 施行日の前日において、次の表の左欄に掲げる幼稚園又は保育所に在籍している者（施行日に小学校就学の始期に達する者を除く。）は、施行日の前日までに当該者の保護者から別段の申出がない限り、同表の右欄に掲げるこども園に入園したものとみなす。

京田辺市立田辺東幼稚園	京田辺市立河原こども園
京田辺市立河原保育所	

(京田辺市立小学校、中学校及び幼稚園の設置並びに管理に関する条例の一部改正)

4 京田辺市立小学校、中学校及び幼稚園の設置並びに管理に関する条例（昭和39年京田辺市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表3の項を次のように改める。

3	(1) 京田辺市立田辺幼稚園	京田辺市田辺鳥本73番地
幼稚	(2) 京田辺市立草内幼稚園	京田辺市草内南垣内57番地1

園	(3) 京田辺市立三山木幼稚園	京田辺市三山木南垣内 4 番地 1
	(4) 京田辺市立松井ヶ丘幼稚園	京田辺市大住上西野 20 番地 5
	(5) 京田辺市立薪幼稚園	京田辺市薪大欠 51 番地
	(6) 京田辺市立普賢寺幼稚園	京田辺市水取門田 6 番地 3

(京田辺市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

5 京田辺市立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和 39 年京田辺市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表名称の欄中「京田辺市立河原保育所」を削り、同表設置場所の欄中「京田辺市河原神谷 69 番地」を削る。

## 京田辺市立こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由																								
<p>(名称及び設置場所) 第2条 こども園の名称及び設置場所は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>設置場所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京田辺市立大住こども園</td><td>京田辺市大住池平3 2番地4</td></tr> <tr> <td>京田辺市立河原こども園</td><td>京田辺市河原神谷6 9番地</td></tr> </tbody> </table>	名称	設置場所	京田辺市立大住こども園	京田辺市大住池平3 2番地4	京田辺市立河原こども園	京田辺市河原神谷6 9番地	<p>(名称及び設置場所) 第2条 こども園の名称及び設置場所は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>設置場所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京田辺市立大住こども園</td><td>京田辺市大住池平3 2番地4</td></tr> </tbody> </table>	名称	設置場所	京田辺市立大住こども園	京田辺市大住池平3 2番地4	河原こども園の設置														
名称	設置場所																									
京田辺市立大住こども園	京田辺市大住池平3 2番地4																									
京田辺市立河原こども園	京田辺市河原神谷6 9番地																									
名称	設置場所																									
京田辺市立大住こども園	京田辺市大住池平3 2番地4																									
<p>附 則 〔京田辺市立小学校、中学校及び幼稚園の設置並びに管理に関する条例の一部改正（附則第4項関係）〕 別表（第1条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>名称</th><th>設置場所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 小学校</td><td>(1)～(9) (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>2 中学校</td><td>(1)～(3) (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>3 幼稚園</td><td>           (1) 京田辺市立田辺幼稚園            (2) 京田辺市立草内幼稚園            (3) 京田辺市立三山木幼稚園            (4) 京田辺市立松井ヶ丘幼稚園            (5) 京田辺市立薪幼稚園            (6) 京田辺市立普賢寺幼稚園         </td><td>           京田辺市田辺鳥本7 3番地            京田辺市草内南垣内5 7番地1            京田辺市三山木南垣内4番地1            京田辺市大住上西野2 0番地5            京田辺市薪大欠5 1番地            京田辺市水取門田6 番地3         </td></tr> </tbody> </table>	区分	名称	設置場所	1 小学校	(1)～(9) (略)	(略)	2 中学校	(1)～(3) (略)	(略)	3 幼稚園	(1) 京田辺市立田辺幼稚園 (2) 京田辺市立草内幼稚園 (3) 京田辺市立三山木幼稚園 (4) 京田辺市立松井ヶ丘幼稚園 (5) 京田辺市立薪幼稚園 (6) 京田辺市立普賢寺幼稚園	京田辺市田辺鳥本7 3番地 京田辺市草内南垣内5 7番地1 京田辺市三山木南垣内4番地1 京田辺市大住上西野2 0番地5 京田辺市薪大欠5 1番地 京田辺市水取門田6 番地3	<p>附 則 〔京田辺市立小学校、中学校及び幼稚園の設置並びに管理に関する条例の一部改正（附則第4項関係）〕 別表（第1条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>名称</th><th>設置場所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 小学校</td><td>(1)～(9) (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>2 中学校</td><td>(1)～(3) (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>3 幼稚園</td><td>           (1) 京田辺市立田辺幼稚園            (2) 京田辺市立田辺東幼稚園            (3) 京田辺市立草内幼稚園            (4) 京田辺市立三山木幼稚園            (5) 京田辺市立松井ヶ丘幼稚園            (6) 京田辺市立薪幼稚園            (7) 京田辺市立普賢寺幼稚園         </td><td>           京田辺市田辺鳥本7 3番地            京田辺市東西ノ口5 1番地            京田辺市草内南垣内5 7番地1            京田辺市三山木南垣内4番地1            京田辺市大住上西野2 0番地5            京田辺市薪大欠5 1番地            京田辺市水取門田6 番地3         </td></tr> </tbody> </table>	区分	名称	設置場所	1 小学校	(1)～(9) (略)	(略)	2 中学校	(1)～(3) (略)	(略)	3 幼稚園	(1) 京田辺市立田辺幼稚園 (2) 京田辺市立田辺東幼稚園 (3) 京田辺市立草内幼稚園 (4) 京田辺市立三山木幼稚園 (5) 京田辺市立松井ヶ丘幼稚園 (6) 京田辺市立薪幼稚園 (7) 京田辺市立普賢寺幼稚園	京田辺市田辺鳥本7 3番地 京田辺市東西ノ口5 1番地 京田辺市草内南垣内5 7番地1 京田辺市三山木南垣内4番地1 京田辺市大住上西野2 0番地5 京田辺市薪大欠5 1番地 京田辺市水取門田6 番地3	田辺東幼稚園の廃止
区分	名称	設置場所																								
1 小学校	(1)～(9) (略)	(略)																								
2 中学校	(1)～(3) (略)	(略)																								
3 幼稚園	(1) 京田辺市立田辺幼稚園 (2) 京田辺市立草内幼稚園 (3) 京田辺市立三山木幼稚園 (4) 京田辺市立松井ヶ丘幼稚園 (5) 京田辺市立薪幼稚園 (6) 京田辺市立普賢寺幼稚園	京田辺市田辺鳥本7 3番地 京田辺市草内南垣内5 7番地1 京田辺市三山木南垣内4番地1 京田辺市大住上西野2 0番地5 京田辺市薪大欠5 1番地 京田辺市水取門田6 番地3																								
区分	名称	設置場所																								
1 小学校	(1)～(9) (略)	(略)																								
2 中学校	(1)～(3) (略)	(略)																								
3 幼稚園	(1) 京田辺市立田辺幼稚園 (2) 京田辺市立田辺東幼稚園 (3) 京田辺市立草内幼稚園 (4) 京田辺市立三山木幼稚園 (5) 京田辺市立松井ヶ丘幼稚園 (6) 京田辺市立薪幼稚園 (7) 京田辺市立普賢寺幼稚園	京田辺市田辺鳥本7 3番地 京田辺市東西ノ口5 1番地 京田辺市草内南垣内5 7番地1 京田辺市三山木南垣内4番地1 京田辺市大住上西野2 0番地5 京田辺市薪大欠5 1番地 京田辺市水取門田6 番地3																								
<p>〔京田辺市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正（附則第5項関係）〕 別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>設置場所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京田辺市立草内保育所</td><td>京田辺市草内五反田2 2番地の1</td></tr> <tr> <td>京田辺市立三山木保育所</td><td>京田辺市三山木中央五丁目4番地1他</td></tr> </tbody> </table>	名称	設置場所	京田辺市立草内保育所	京田辺市草内五反田2 2番地の1	京田辺市立三山木保育所	京田辺市三山木中央五丁目4番地1他	<p>〔京田辺市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正（附則第5項関係）〕 別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>設置場所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京田辺市立河原保育所</td><td>京田辺市河原神谷6 9番地</td></tr> <tr> <td>京田辺市立草内保育所</td><td>京田辺市草内五反田2 2番地の1</td></tr> <tr> <td>京田辺市立三山木保育所</td><td>京田辺市三山木中央五丁目4番地1他</td></tr> </tbody> </table>	名称	設置場所	京田辺市立河原保育所	京田辺市河原神谷6 9番地	京田辺市立草内保育所	京田辺市草内五反田2 2番地の1	京田辺市立三山木保育所	京田辺市三山木中央五丁目4番地1他	河原保育所の廃止										
名称	設置場所																									
京田辺市立草内保育所	京田辺市草内五反田2 2番地の1																									
京田辺市立三山木保育所	京田辺市三山木中央五丁目4番地1他																									
名称	設置場所																									
京田辺市立河原保育所	京田辺市河原神谷6 9番地																									
京田辺市立草内保育所	京田辺市草内五反田2 2番地の1																									
京田辺市立三山木保育所	京田辺市三山木中央五丁目4番地1他																									